

準連携施設の設置について

この度、歯科麻酔学指導施設、研修施設、準研修施設とは別に、新たに準連携施設を設置することになりました。準研修施設の申請要件については、以下の通りとなり、指導者が非常勤（週 1 日もしくは週 2 日）の場合であっても認められます。但し、準研修施設での研修は、認定医申請のための研修としては認められませんが、歯科麻酔専門医申請のための研修としては認められません。

歯科麻酔専門医の取得を目指す場合は、既存の 3 施設あるいは歯科麻酔学指導施設との連携施設での研修が必要となります。

また、施設認定された後には、本学会の症例データベース・偶発症調査（JSA-PIMS）への協力が義務付けられますので、予めご承知おき下さい。

準連携施設に関する規則第 2 条より

- 1 本学会の認めた歯科麻酔指導医、または歯科麻酔専門医が常勤または非常勤で勤務していること。なお、ここでいう非常勤とは当該施設での勤務日数が週 1 日から 2 日のことをいう。
- 2 歯科麻酔学指導施設と連携していること。
- 3 歯科麻酔指導医または歯科麻酔専門医が担当・指導している、且つ歯科領域に関連する全身麻酔症例または静脈内鎮静法症例が年間 50 例以上あること。
- 4 全身麻酔および救急蘇生に必要な器械・器具、回復室、臨床検査器材、また麻酔学に関連する相当数の図書等が備わっていること。
- 5 当該施設の医療安全体制が、十分な整備がなされていること。
- 6 麻薬、毒薬、向精神薬、劇薬が適切に管理されていること。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
専門医審査委員会